

平成27年第5回定例会
斑鳩町議会会議録

平成27年12月17日
午前9時30分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(13名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	寺田良信	係長	大塚美季
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	植村俊彦
総務課長	加藤恵三	総務課参事	谷口智子
企画財政課長	面巻昭男	税務課長	黒崎益範
住民生活部長	乾善亮	福祉課長	中原潤
国保医療課長	山崎善之	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	住民課長	安藤容子
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	本庄徳光
観光産業課長	井上貴至	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	西川肇	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	真弓啓	上下水道部長	谷口裕司
下水道課長	上田俊雄		

1, 議事日程

- 日 程 1. 建設水道常任委員長報告について
 - 日 程 2. 厚生常任委員長報告について
 - 日 程 3. 総務常任委員長報告について
 - 日 程 4. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
 - 日 程 5. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
 - 追加日程 1. 議会運営委員長報告について
 - 追加日程 2. 発議第 8号 取調べの可視化（録音・録画）対象事件の拡充
を求める意見書について
 - 追加日程 3. 発議第 9号 国民的理解と合意の得られていない平和安全保
障関連法の廃止を求める意見書について
-

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開議)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

よって、これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1. 建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

1番、宮崎委員長。

○建設水道常任委員長（宮崎和彦君） それでは、12月8日、全委員出席のもと建設水道常任委員会を開き、委員会所管に係る事案について報告を受け、審議を行いましたので、その概要について報告いたします。

初めに、本会議からの付託議案について、1番目として、議案第58号 平成27年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたしました。人事異動と汚水処理費用の増に伴う補正と、平成27年度奈良県市町村公営企業財政健全化支援事業の制度についての補正であると説明されました。委員より、繰上償還と、人事異動の人数の増減について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。満場一致で可決すべきものと決しました。

2番目として、議案第61号 平成27年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたしました。人事異動による人件費の補正予算であると説明されました。委員より、質疑意見等はありませんでした。満場一致で可決すべきものと決しました。

議案第62号 流域貯留浸透事業（東町池）工事請負契約の締結についてを議題といたしました。工事の契約額が5,000万円を超えることから議会の議決を求めるものであると工事内容を説明されました。委員より、事業費の関係と今後の溜池の整備について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。満場一致で可決すべきものと決しました。

4つ目として、議案第63号 平成27年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてを議題といたしました。工事変更に伴い、契約予定価格が5,000万円を超えることから議会の議決を求めるものであると工事変更の概要について説明されました。委員より、工事区間の石の有無について、地質調査の位置について、工事の着

手時期と南側路線について質疑がありました。理事者より一定の答弁がされました。満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、継続審査について、1番目として、都市基盤整備事業に関することについて、都市計画道路の整備促進について、理事者より報告事項はありませんでした。質疑等はありませんでした。

2番目として、JR法隆寺周辺整備事業に関することについて、理事者より報告事項はありませんでした。委員より、5号線の西側の歩道設置の可能性と経緯と覚書について、法隆寺駅のアンテナショップの前の広場計画の進捗について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、各課報告事項についてを議題といたしました。1番目として、議案第52号斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について、理事者より、上下水道部を廃止、分掌事務を都市建設部に編入、都市建設部の分掌事務の一部を総務部に編入する、建設水道常任委員会の所管を都市建設部の所管に関する事務に改める、準用河川の台帳の保管の担当課の名称を改める、水道事業の管理者の権限を有する町長の事務を処理する部の名称を改めるものであると説明されました。委員より、統合する理由と体制について、観光産業の観光と農業の分離影響について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

2番目として、議案第56号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について、理事者より、土木費県補助金で市町村公営企業財政健全化支援事業補助金として500万円、農林水産業費、商工総務費、都市計画費では、人事異動の影響による人件費の補正、公共下水道費公共下水道事業への繰り出し金であると説明、報告されました。質疑等はありませんでした。

3番目として、農業委員の選出方法の変更について、理事者より、公選制が廃止され、市町村長が議会の同意を得て任命する任命制になりましたと説明、報告されました。委員より、現在の農業委員の任期と任命制について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

4番目として、県工事の工事発注状況について、天理斑鳩線、高安地区における富雄川の改修工事概要と工期について説明、報告されました。質疑等はありませんでした。

5番目として、聖徳太子市について、理事者より、名称変更と開催日について説明、報告されました。委員より、開催日程の質疑と特産物の検討要望があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、その他について、委員より、下司田池の水神の祭ってあることについて、まちなか観光景観形成事業の補助金と地域経済循環創造補助金について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

以上が、開会中における当委員会にかかわります審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程２．厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

２番、小林委員長。

○厚生常任委員長（小林誠君） それでは、１２月９日に、本会議より付託を受けた議案等を審査するため厚生常任委員会を開催いたしましたので、その審査結果についてご報告をいたします。

まず、１２月定例会の付議議案について、（１）議案第４９号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、本条例を制定するものであります。条例要旨に基づき説明があり、委員からの質疑として、町内保育施設の現状と今後の見通しや条例の規定項目について質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。本案については、当委員会として満場一致で可決いたしました。

次に、（２）議案第５０号 斑鳩町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例についてと、議案第５３号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての２議案は関連するものであり、また、各課報告事項の斑鳩町認知症総合対策推進事業実施要綱についても関連いたしておりましたので、あわせて審議をいたしました。内容は、斑鳩町認知症初期集中支援チーム検討委員会を設置することに伴い、当委員会の委員に支払う報酬及び費用弁償を定めるため、所要の改正を行うものであります。また、国が定める地域支援事業実施要綱に基づき、本町が支援体制の構築を図る目的で定める要綱でありました。委員からの質疑として、支援対象者の発見と潜在的な認知症患者への周知について、また、認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進委員について質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。

本案については、当委員会として、議案第50号、議案第53号の2議案は満場一致で可決いたしました。

次に、(3)議案第51号 斑鳩町地域包括支援センター設置条例について、なお、各課報告事項の斑鳩町地域包括支援センター運営協議会設置要綱を廃止する要綱については関連いたしますので、あわせて審議を行いました。平成28年度から地域包括ケアシステムにより一層推進するため町が直接事業を実施することに伴い、本条例を制定し、設置条例の施行日となる平成28年4月1日をもって本要綱を廃止するものであります。委員からの質疑として、今後の地域包括支援センターの業務について質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。本案については、当委員会として満場一致で可決いたしました。

次に、(4)議案第57号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、補正予算の内容は、共済費の標準報酬制への移行等に伴う人件費及び一般被保険者保険税還付金の補正、また、一般被保険者還付金において不足が生じることから、その財源として、予備費から充当を行うものであります。本案については、当委員会として満場一致で可決いたしました。

次に、(5)議案第59号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、補正予算の主な内容は、人事異動等に伴う人件費所要額の補正と、地域包括支援センターの直営に伴う経費を補正するものであります。本案については、当委員会として満場一致で可決いたしました。

次に(6)議案第60号 平成27年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、内容は、平成27年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定により補正を行うものであります。本案については、当委員会として満場一致で可決いたしております。

以上が、12月定例会の付議議案に関する審査の結果であります。

続いて、2、継続審査について、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題とし、審査を行いました。報告内容は2点、ゼロ・ウェイストの実現に向けた取り組みの進捗についての報告と、斑鳩町廃棄物減量等推進審議会で、ことが計画の中間年となる斑鳩町一般廃棄物処理基本計画の見直し(案)が審議中であることの報告を受けました。委員からは、生ごみ分別収集の状況と今後の計画予定について質疑があり、理事者から一定の答弁がされております。

次に3、各課報告事項について、(1)議案第52号 斑鳩町組織機構改革に伴う関

係条例の整備に関する条例について、（２）議案第５６号 平成２７年度斑鳩町一般会計補正予算（第４号）について、当委員会の所管に関する補正について審査を行いました。委員からの質疑として、１つ、私立保育所入所委託料に関連して質疑があり、理事者から一定の答弁がされております。

（３）証明書等コンビニ交付サービスの検討について、委員からの質疑として、１つ、利便性の向上とデメリットについて、２つ、自動交付機とファックスサービスのランニングコストについて、また、サービスの導入には慎重に検討していただくことのご意見もございました。

次に、（４）斑鳩町地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱について、（５）個人番号の通知状況について、（６）斑鳩町社会福祉協議会の高齢者等外出支援事業についての報告がありました。

以上が、各課報告事項についての概要であります。

最後に、４．その他について。各議員に配布させていただきました、路上喫煙禁止区域についての問い合わせメールについて、これまでの厚生常任委員会の取り組みと、住民への行政の回答内容について質疑があり、議論の結果、当委員会として引き続き調査・研究をしていくということで終わりました。

以上が、開会中におけます厚生常任委員会の概要であります。なお、詳細につきましては会議録に整理させていただいておりますので、ごらんいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 次に、日程３．総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

７番、嶋田委員長。

○総務常任委員長（嶋田善行君） 去る１２月１０日 全委員出席のもと総務常任委員会を開催いたしましたので、その概要をご報告いたします。

まず、本会議より付託を受けました６議案についてであります。議案第４７号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については、町民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、番号法の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定める条例であるとの説明がなされました。委員より、番号法との整合性に照らした質疑等がいたされました。本件については、賛否の討論の後、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第４８号 斑鳩町学習支援事業の実施に関する条例についてであります。

理事者より、本条例案並びに本条例の施行規則及び斑鳩町学習支援事業の利用料の減免に関する規則について、一括説明がなされました。委員より、当事業に係る経費及び収入について、利用料の算出について、減免に関する規則について、準要保護世帯や兄弟姉妹の減免について、質疑・要望がいたされました。また、他の委員より、減免について要望等がなされているので、本条例案を継続審査案件として取り扱ってほしいとの意見がなされ、審議の結果、継続審査とはしないことといたしました。また、委員より、本条例案の第6条の利用料を無料とする修正案が提出され、原案と修正案を一括して討論を行った結果、修正案については賛成少数で否決、原案については賛成多数で可決となり、本案は、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。来年度より実施予定の機構改革に伴う関係条例への整合性及び文言整理との説明がなされました。委員より、学童保育に関しての質疑等がありました。本案につきましては、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第54号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてであります。理事者より、平成27年度の地方税制の改正に伴う猶予制度の見直し、町たばこ税率の見直し、番号法の施行に伴う書類等の記載欄の追加、その他の法令改正による文言整理との説明がなされました。委員より若干の質疑がなされています。本案についても、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。理事者より、平成27年10月1日施行の共済年金が厚生年金に統合されたことに伴う改正であるとの説明がなされました。本案については、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてであります。補正額は、歳入歳出それぞれ1億8,963万3千円の増額補正であります。歳出としては、4月に行った人事異動等による人件費の補正等であり、各目にわたり種々説明がなされました。委員より若干の質疑がいたされました。本案については、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が、付託案件の審査概要と結果であります。

続きまして、継続審査案件であります。斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。理事者より、10月29日から11月29日までの32日間開催の秋季特別展の来場者は3,054名であったこと、12月6日の

文化財めぐりは参加者が11名であったことなどの報告がなされました。委員より若干の質疑がなされております。なお、この斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することにつきましては、継続審査案件として閉会中も引き続き審査を行うことといたしました。

続きまして、各課報告事項として、斑鳩町人口ビジョン（案）の説明がなされました。この人口ビジョンは、斑鳩町総合戦略策定の前提として、本町の人口動向を踏まえ将来の展望について示すもので、対象期間は2060年、平成72年とし、各項目について、分析結果及び将来の展望についての説明がなされました。委員より若干の質疑がいたされました。

その他の報告として、旧野外活動センター跡地が売却できたこと、いにしえ浪漫街道 ツーデーウォークイベントに延べ759名の参加者があったこと、愛媛県松山市と交流協定の協議中であること、職員採用試験の結果、来年度は9名の採用予定であることなどの報告がなされました。

以上が、各課報告事項の概要であります。

続きまして、その他として、委員より、県道大和高田斑鳩線の防犯灯の整備について、要望がいたされました。

以上が、当委員会の概要報告であります。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、その後ごらんいただきますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございます。

○議長（中西和夫君）　ここでお諮りいたします。

皆さんのお手元に配布いたしております、追加日程1．議会運営委員長報告についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君）　異議なしと認めます。

よって、追加日程1を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、追加日程1．議会運営委員長報告について、議会運営委員長の審査結果報告を求めます。

7番、嶋田委員長。

○議会運営委員長（嶋田善行君）　本会議から付託を受けました、陳情第3号　警察・検察の取調べの全過程の可視化（録音・録画）及び捜査機関の手持ち証拠の全面開示を求める意見書の採択について、12月11日に開催いたしました議会運営委員会で審査い

たしましたので、その概要をご報告いたします。

本陳情書については、委員皆さまのご意見をお尋ねしましたところ、採択することに賛成、反対の両方のご意見がございました。

まず、本陳情書を採択することに反対のご意見といたしましては、刑事訴訟法の一部改正案が国会で審議中であること、手持ち証拠の全面開示については反対であること、衆議院で可決された刑事訴訟法では3%しか進まないのではなく、3%前に進んでいると理解し、この3%進んだ段階で議論を深めて判断するべきであることなどの理由により、本陳情書を採択することには反対であるとの意見が出されました。

また、本陳情書を採択することに賛成のご意見としましては、奈良県下の他の市町村でも採択する議会がふえてきていること、先進国の主などころではもうほとんどが全面可視化を実施していること、冤罪が起こる要因である警察、検察の自白の強要や証拠の捏造を防ぐため、全面可視化が求められていることなどの理由により、本陳情書を採択し、意見書を発議したいとのご意見がございました。

賛否両論でございましたので、討論を行い、陳情第3号を採択することについて採決いたしましたところ、賛成少数でございましたので、議会運営委員会として不採択とすべきものと決しました。

以上が、12月11日に開催いたしました議会運営委員会での陳情第3号の審議の概要でございます。詳細につきましては、会議録にまとめますのでごらんいただきますようお願いいたします。議会運営委員会の報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従い、表決を行ってまいります。

まず初めに、議案第47号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

11番 濱議員。

○11番（濱眞理子君） それでは、議案第47号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、反対の意見を申しあげます。

今回の条例制定は、マイナンバー法の制定に伴う事務手続きを行うもので、実際の窓口業務や各種申請手続きにおいて住民の利便性が向上するなどが見込まれますが、私はこのマイナンバー制度自体に反対なため、この条例案についても反対の意を表したいで

す。

全国的に番号の通知業務が行き届かず、受け取りができていない方、本人確認ができていないなど十分な体制がとれているとは言いがたい状況でございます。施行期日にあわせて条例制定や規則等を整備するのは行政機関の必然であるかもしれませんが、個人情報情報の漏洩や、既に、番号を聞きだそうとするなどの詐欺的な事件が起こっており、住民からは、そのリスクの高さを危惧する声があがっております。このような住民の皆さんの代表として反対意見を述べました。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

8番、井上議員。

○8番（井上卓也君） 議案第47号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

このたびの本条例の制定は、行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の規定に基づき、番号法で規定された事務以外で、斑鳩町が福祉や医療などの分野で個人番号を利用する事務及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定められたものであります。

番号法では、地方公共団体の責務として、行政事務の処理において個人番号を利用することにより、住民の利便性の向上と行政運営の効率化に資することとされており、斑鳩町においても、番号法に規定されている法定事務に準じた福祉や医療などの分野の独自事務について、手続きの利便性の向上や事務処理の効率化を図るため、本条例を制定されたものであります。

本条例が制定されなかった場合、子どもの医療費の助成や保育園の入園の申請時に、他の市町村では所得証明が必要でないのに、斑鳩町では必要となってしまう。このようなことが保護者に理解を得られるのでしょうか。また、斑鳩町に転入を考えておられる方、どのように感じられるのでしょうか。斑鳩町は転入者に選ばれる町になるのでしょうか。斑鳩町は選ばれる町を目指さなければなりません。

以上のことから、斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について賛成するものであります。議員の皆さま方、ご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○議長(中西和夫君) 起立多数であります。

よって、議案第47号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第48号 斑鳩町学習支援事業の実施に関する条例についてをお諮りいたします。

本案については、総務常任委員会において、先ほどの委員長報告のとおり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたが、木澤議員ほか1名から、お手元に配布いたしました修正動議が提出されております。これを、本案と合わせて一括議題といたします。

動議提出者の説明を求めます。

12番、木澤議員

○12番(木澤正夫君) それでは、議案第48号 斑鳩町学習支援事業の実施に関する条例についてに対する修正動議の提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

斑鳩町議会

議長 中西 和夫 殿

議案第48号 斑鳩町学習支援事業の実施に関する条例に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の2及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

平成27年12月17日

提出者

斑鳩町議会議員

濱 真理子

木澤 正男

それでは、2枚目をごらんいただきたいと思います。

今回この修正案を提出させていただいた理由につきましては、先ほど総務常任委員長の委員長報告の中でも触れておりましたが、学習支援事業に参加する児童生徒の利用料負担について、1,000円を徴収する、また、生活保護世帯については、減免措置を設けるという項目がございますが、この利用料負担について無料にし、その減免制度の項目についても削除をするというものでございます。

改正の文言につきましては、ここに書かれているとおりですので、朗読につきまして

は省略をさせていただきますが、提出の趣旨としてはそういう形でございます。

ぜひ皆さまのご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、原案と修正案を一括して討論を行います。

初めに、原案に賛成の議員の意見を求めます。

6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） それでは、議案第48号 斑鳩町学習支援事業の実施に関する条例について、原案に賛成し、修正案に反対する立場から意見を申し上げます。

この学習支援事業は、家庭の教育環境により家庭学習を十分に受けることができない児童生徒を対象に、学力及び学習意欲の向上を図ることを目的とされています。その利用料として、保護者から児童生徒1人当たり月額1,000円の自己負担を徴収されるものでありますが、この金額については、同様の事業を実施されている自治体の利用料を参考としながら、低い金額で利用いただくこと、また、学習に主体的に参加いただくことから設定されたものであります。なお、生活保護世帯に属する児童生徒の利用料は、全額免除であります。

この利用料をご負担いただくことについては、学校教育とは異なる特定のサービスを受けるということであり、この事業に参加されない方もおられることを考えますと、そうした方との公平性という点については、十分に考慮する必要があると思います。また、これまでにも、代表監査委員におかれましては、受益者負担の視点を常に持つべきであると指摘されています。さらに、低所得者に配慮した金額を設定されていますので、自己負担をいただくことについては、一定の理解をいただけるものと考えます。

私は、子どもたちの将来のことを考えますと、家庭の事情により教育の機会が左右されることがあってはならないと考えております。このことから、この取り組みは、今まさに必要とされる施策であると考えております。

なお、担当常任委員会において、子育て支援の観点から利用料の減免の取り扱いについて各委員より意見や要望があったことについては、事業実施に当たり、十分検討されるよう意見を申し添えます。

今後、この事業が一層利用しやすくなること、そしてさらなる教育環境の充実が図ら

れることを期待いたしまして、私の賛成意見といたします。

○議長（中西和夫君） 次に、修正案に賛成の議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 議案第48号 斑鳩町学習支援事業の実施に関する条例についての修正案に賛成、原案反対の意見を述べます。

提案の趣旨、内容については評価できるものとの見解でございます。しかし、利用者1人当たり月額1,000円の利用料の徴収には反対の意見を持っております。

経済的に厳しい生活環境から、学習塾の費用が捻出できにくい家庭の子どもさんに、自校で放課後指導が受けられるようにすることは、充実した施策であると考えております。しかし、教育の機会均等、義務教育の無償等、基本的な権利を保障してこそ、この条例の価値があるものと思います。生活保護受給世帯は無償との項目がありますが、生活の困窮の程度は、受給の有無では測れません。利用者の子どもたちの間で、有償、無償の違いが存在し、もしも保護の有無が明らかになった場合の心境を思えば、楽しく、明るく集うべき場所には似つかわしくない、不必要な利用料の制定と考えます。修正案では、この利用料の項目を削除し、制度の無償を求めるものでございます。議員皆さまの賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

まず、木澤議員ほか1名から提出されました修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立少数であります。

よって、修正案については、賛成少数で否決いたしました。

次に、原案について採決を行います。

原案について賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、議案第48号については、賛成多数で原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第49号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第49号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第50号 斑鳩町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第50号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第51号 斑鳩町地域包括支援センター設置条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第51号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第52号 斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第52号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第53号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第54号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第55号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第56号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第57号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第58号 平成27年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1

号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第58号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第59号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第59号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第60号 平成27年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第60号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第61号 平成27年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第61号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第62号 流域貯留浸透事業(東町池)工事請負契約の締結についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第62号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第63号 平成27年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第63号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、陳情第3号 警察・検察の取調べの全過程の可視化(録音・録画)及び捜査機関の手持ち証拠の全面開示を求める意見書の採択について、これより討論を行います。

委員長報告は、不採択であります。

初めに、本陳情書を委員長報告どおり不採択とすることに反対の議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○11番(濱真理子君) 陳情第3号 警察・検察の取調べの全過程の可視化(録音・録画)及び捜査機関の手持ち証拠の全面開示を求める意見書の採択について、委員長報告では不採択でしたが、ぜひとも採択をしていただきたいという賛成意見を述べさせていただきます。

取り調べの録音・録画については、裁判員裁判対象事件など一定事件につき、検察官の裁量により、また、警察庁でも試行がなされていますが、全刑事事件の3%でしかありません。裁判で供述調書の任意性や信用性が争われるような場合でも、裁判員は録音・録画により取り調べの状況が把握でき、判断ができるようになります。また、誤認逮捕をなくし、密室での常軌を逸した取り調べに歯どめをかけ、冤罪をなくするためには極めて重要なものと考えます。

よって、この陳情については採択をしていただきたくお願いする次第でございます。

○議長(中西和夫君) 次に、本陳情書を委員長報告どおり不採択とすることに賛成の議員の意見を求めます。

4番、小村議員。

○4番(小村尚己君) それでは、陳情第3号 警察・検察の取調べの全過程の可視化

(録音・録画)及び捜査機関の手持ち証拠の全面開示を求める意見書の採択に反対の立場から意見を申しあげます。

今回の意見書は、取り調べを全て録画・録音するという内容のものです。賛成者の意見は、本国会で衆議院を通過している法案が、取調べの録音・録画の全刑事事件のわずか3%にとどまる内容になっていることを問題視していると思います。衆議院を通過している法案の可視化の対象は、殺人などの裁判員裁判対象事件と検察の独自捜査事件、全事件の約3%に当たり、容疑者の取り調べの全過程が録画・録音されるものです。私は、今回の法案は可視化に向けて前向きに進んだということと理解しております。そして、全面可視化をいきなりするには反対です。また、3%可視化することで、今後の経過や様子を見ながら、国民的議論の中で徐々に現状の制度がいいのか、可視化を進めるほうがよいのかを判断していくべきだと考えております。

皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(中西和夫君) これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

陳情第3号に対する委員長報告は、不採択です。

したがって、原案について採決いたします。

本陳情書を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○議長(中西和夫君) 起立少数であります。

よって、陳情第3号については、賛成少数で不採択とすることに決しました。

ここでお諮りいたします。

皆さんのお手元に配布いたしております、追加日程2. 発議第8号 取調べの可視化(録音・録画)対象事件の拡充を求める意見書について、追加日程3. 発議第9号 国民的理解と合意の得られていない平和安全保障関連法の廃止を求める意見書についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程2. 発議第8号、追加日程3. 発議第9号を日程に追加し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程2. 発議第8号 取調べの可視化(録音・録画)対象事件の拡充

を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2番、小林議員。

- 2番（小林誠君） それでは、追加日程2. 発議第8号につきまして、提案説明をさせていただきます。

発議第8号

取調べの可視化（録音・録画）対象事件の拡充を求める意見書について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成27年12月17日提出

議会議員

小林 誠

平川 理恵

今回の意見書の内容につきましては、奈良県下27の市や町のうち、24の市や町で採択されている意見書を参考にさせていただきます。

それでは、意見書の提案理由を述べさせていただきます。

取り調べを可視化、録音・録画することについては、検察及び警察がこれまで行ってきた試行の検証結果においても、取り調べや捜査の機能等に支障が生じるという問題点もあるものの、取り調べ状況がそのままに録音されることを通じ、大別して、1つ、取り調べの適正確保に資する、2つ、供述の任意性・信用性の判断及び立証に資する、3つとして、被疑者の供述状況を客観的に記録できるなどの有用性が認められております。

しかし、取り調べの録音・録画の対象は全刑事事件のわずか3%にとどまり、4名もの誤認逮捕被害者を出したパソコン遠隔操作事件や痴漢冤罪被害事件など大部分の事件が録音・録画の対象外であります。限定的な可視化にとどまってしまい、不十分と言わざるを得ません。

可視化により心配されている問題として、供述内容が即時に全て記録され、自己の不利益に用いられる可能性もあると供述しにくいなどとして、被疑者が録音・録画を拒否したり、報復のおそれや関係者への遠慮などから録音・録画の下では十分な供述をしないなど、供述状況の全てが公になると関係者の名誉・プライバシーが不当に害される場合もあるといったご意見があります。しかし、これらに対しましては、取り調べの録

音・録画は取り調べにおける被疑者の供述には影響を与えない価値中立的なものであり、指摘されているような問題は、録音・録画それ自体ではなく、録音・録画記録の取り扱いに起因する事項であって、取り調べ全過程を一旦録画・録音した上で、記録媒体の証拠を開示または再生の場面で適切な対応をすれば十分に解消できることから、録音・録画の対象外とする必要はなく、証拠開示や再生の制限の判断は裁判所のチェックを受けるため、取り調べの時点で捜査機関が録音・録画の当否を判断するよりも公正な仕組みとなると考えております。

よって、以上の理由から、取調べの可視化（録音・録画）対象事件の拡充を求める意見書を提案させていただきました。議員の皆さま方の賛同をよろしくお願いを申しあげまして、提案説明を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 発議第8号については、賛否の討論を要するとの申し出がありません。

よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 私も、発議第8号意見書案の要旨である自白の強要や冤罪を防止することは大切なことだと認識しております。しかし、可視化が拡充することによって、警察及び被疑者による可視化に伴う権利内容の濫用をどのように防止するかがまだ見えてこない現状での可視化の推進は、国民生活に与える影響が大き過ぎると言わざるを得ません。具体的には、映像の編集や修正の技術は進歩しており、映像の真実性の担保をどのようにするのか、また、捜査関係者の負担の増大に対する対策も見えておらないのが現状です。

平成22年3月議会及び平成25年3月議会で可視化の実現を推進する意見書に対し議論をさせていただいたときから今日まで、大きく進展があったとは言えず、また、可視化の推進の問題は、国会の議論の推移を見守ることも必要であると考えますので、発議第8号 取調べの可視化（録音・録画）対象事件の拡充を求める意見書の提出を採択することについては反対いたします。議員皆さまのご賛同をよろしくお願いたします。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 私は、本意見書について賛成の立場から意見を申しあげさせていただきます。

取り調べの可視化については、密室での取り調べは冤罪の温床になるとして、日本弁護士協会もかねてより求めておられます。

法案はことし3月に国会に提出され、継続審議になっていますが、取り調べの録音・録画の対象は、裁判員裁判対象事件、検察官独自捜査事件に限られ、わずか3%にとどまっています。4名もの誤認逮捕被害者を出したパソコン遠隔操作事件や、痴漢冤罪事件など、大部分の事件が録音・録画の対象外であり、不十分と言わざるを得ません。

取り調べの可視化に反対する意見に対し、日弁連は、録画されていたら真実を話さない、密室だから真実を話すというのは取り調べをする人たちの一方的な言い分であり、十分な検証がなされているとは言えませんが反論しています。

また、性犯罪やストーカー事件などについては、現在も被害者に配慮した裁判の手法が進められており、取り調べの可視化がその妨げになることはないと考えます。

郵便不正事件で逮捕・起訴された元厚生労働省局長の村木厚子さんは、取り調べでは検察官の思い描くストーリーによって調書がつくられ、調書の中にいかに自分の主張を入れてもらうかの交渉だったと語っておられ、冤罪を防ぐ上で取り調べの可視化を求めておられます。強い意思を持った村木さんですらそうなのですから、身に覚えもなく突然逮捕された普通の市民が自分の無実を主張することは非常に難しいことだと思います。取り調べの可視化を行うことで、捜査官が供述者を威圧したり、不利益誘導したりといった、違法・不当な取り調べによる冤罪を防止することができると思っています。また、供述者が公判において、強引な取り調べで自白を強いられたとして供述を翻した場合に、客観的に検証をすることもできます。

取り調べ可視化の対象事件の拡充を求め、本意見書に対する私の賛成意見といたします。皆さまのご賛同をお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立少数であります。

よって、発議第8号については、賛成少数で否決いたしました。

続いて、追加日程3．発議第9号 国民的理解と合意の得られていない平和安全保障関連法の廃止を求める意見書について議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） まず最初に、議案書を朗読いたします。

発議第9号

国民的理解と合意の得られていない平和安全保障関連法の
廃止を求める意見書について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決
を求めます。

平成27年12月17日提出

議会議員

濱 眞理子

木澤 正男

続いて、意見書の文を読み上げまして、提案の説明とさせていただきます。

国民的理解と合意の得られていない平和安全保障関連法の廃止を求める意見書

9月19日に「国際平和支援法」と「平和安全法制整備法」の「平和安全保障関連
法」が成立しました。

しかし、なぜこれまでの歴代政府が踏襲してきた安全保障制度を180度変える安全
保障法制の見直しを短期間でしなければならないのか、なぜ自衛隊の海外派遣を恒常的
に可能とすることが必要なのか、なぜ自衛のための武器の使用が海外で必要なのか、国
民の多くが大きな疑問を感じています。

また、立憲主義の日本において、一内閣の解釈変更によって憲法の枠を超えた法改正
は違憲であり、憲法に定められた国の在りようを根本から変えようとするものであれば、
憲法改正の手続きを経なければならないのは自明であります。

斑鳩町では人類共通の願いである世界平和にむけて、昭和60年に「斑鳩町非核平和
宣言」を行い、真の平和の大切さを考えるとともに、その実現にむけた住民への啓発活
動を行い、平和の尊さを訴えてきました。

戦後70年の節目に当たり、これまで日本が守ってきた平和を脅かすことがあっては
ならないことでもあります。

よって、斑鳩町議会は国に対して、国民的理解と合意の得られていない「平和安全保
障関連法」の廃止を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月17日

奈良県斑鳩町議会

これをもって、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 発議第9号については、賛否の討論を要するとの申し出がありません。

よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 発議第9号 国民的理解と合意の得られていない平和安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

今回の国における平和安全法制の整備の目的は、1つとして、日本を取り巻く安全保障環境が激変し、厳しさを増す中で、すき間のない防衛体制を構築することで、抑止力を高め、紛争を未然に防ぐものです。もう1つは、日本の安全と繁栄には国際社会の平和と安全が不可欠であり、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献することにより、日本の平和を一層強固にしていくものであります。

昨年7月、憲法9条のもとで認められる自衛の措置の限界を明確にした、いわゆる新三要件が閣議決定されました。そして今回、この新三要件の全てを平和安全法制に盛り込ませました。新三要件に該当する場合に新たに可能となる武力の行使は、あくまで我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置であり、他国防衛そのものを目的とする一般的な集団的自衛権の行使は認められません。専守防衛の理念は今後とも堅持いたします。憲法上の歯どめとして、これを明確にいたしました。

また、新たな国際平和支援法に基づく自衛隊の海外派遣に対し、1つ、国際法上の正当性、2つ、国民の理解と国会関与など民主的統制、3つ、自衛隊員の安全確保の三原則を盛り込ませました。これは、手続き上の歯どめとして大変に重要です。日本が自衛隊を派遣できるのは、国連決議または関連する国連決議があることを絶対条件とし、さらに、国会が事前に承認した場合のみとし、これに1つの例外も認めませんでした。平和安全法制は憲法9条のもとにあり、世界のどこでも自衛隊を派遣し、他国の戦争を支援するものだといった批判は、厳格な要件や手続きを無視したもので、全く当てはまりません。自衛隊の派遣には、国民の皆さまから負託を受けた国会の承認が不可欠です。

こうした法整備により、国民の生命と平和な暮らしが守られるだけでなく、抑止力をもとにして、他国との外交、対話を一層促し、紛争や課題を平和的に解決することが期

待でき、平和外交の推進力の裏付けとなるものであります。

また、今回の法整備は、衆議院、参議院において200時間を超える審議がなされ、安全保障関連の法律としては最長の審議時間を費やされております。

以上のことから、国民的理解と合意の得られていない平和安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出について反対するものであります。議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、発議第9号 国民的理解と合意の得られていない平和安全保障関連法の廃止を求める意見書について、賛成の立場から意見を申し上げます。

安倍内閣と自民党・公明党与党は、9月19日、参議院で、平和安全保障関連法、いわゆる安保法を強行に採決しました。国民の理解が不十分であることを総理大臣自身が認めているこの法律に対しては、法案審議の段階から廃案を求める声があがり、正確には今いくつになっているかわかりませんが、私の知る限りでは440を超える地方議会から、廃案や慎重審議、また、廃止を求める議会議決があがり、世論調査でも、廃止すべきと答えている人が現在も6割を超えているという状況です。

まだ記憶に新しいところですが、参議院では、公聴会で示された国民の意見に基づく審議も省略され、参議院特別委員会会議録も聴取不能とあるように、混乱の中で結論が出されたものであり、まともな国会運営が行われたとは思えません。この点では疑義が残るものだと考えます。

また、これまでも申しあげてきましたが、この安保法は集団的自衛権の行使を可能とするもので、日本国憲法第9条に真っ向から違反しています。集団的自衛権とは、先進国が海外での権益を守るために考え出された概念であり、アメリカの主張で国連憲章に盛り込まれたことが中央公聴会でも指摘されました。アメリカのベトナム戦争や旧ソ連のアフガン侵攻など、大国による軍事介入の口実とされてきた集団的自衛権の行使に日本が踏み込むことは、アメリカの無法な戦争に自衛隊が武力行使をもって参戦することにほかならず、その危険性は計り知れません。

先ほど反対討論者の方が、集団的自衛権の行使には当たらないということをおっしゃっておられましたが、私は、今、実際にやろうとしていることが、まさにこの集団的自衛権の行使に踏み込んでいこうとしている、そして、それを実施することができるようにするための法律であることにほかならないと考えています。

11月の13日にパリで大規模なテロ行為が行われ、多くの市民が犠牲になりました。テロという無法な行為は絶対に許すことはできませんが、このテロの温床を広げている要因こそが、アメリカ軍による、市民を巻き添えにした、イラクで行われているような空爆などの軍事行動であり、そのアメリカ軍を支援する形で軍隊を送っている国がテロの標的とされています。日本が安保法に基づいて集団的自衛権の名のもとに自衛隊を海外へ派遣し、アメリカの軍事支援を行えば、テロの標的とされる危険性は格段に高くなります。現在、既に、自衛隊が南スーダンでの活動を始めようとしています。私はこうした安保法に基づいた自衛隊の海外での活動に対して、即刻中止を求めるとともに、その大もとの元凶である安保法についても、一刻も早く廃止すべきだと考えます。

今回の安保法は日米新ガイドラインの実効法であり、アメリカの要求に基づいて、人間的にも、費用的にも、アメリカの肩がわりをする内容となっております。日本が攻められてもいないのに、なぜ海外まで出向いて行って日本の若者の命を危険にさらさなければならないのか、全くもって理不尽きわまりないと感じています。専守防衛という自衛隊の任務から大きく逸脱した活動を実践させるために、一内閣が勝手に憲法の解釈を変え、憲法の枠を超えた法律をつくるため、多くの国民や憲法学者の声を無視して、国会の数の力で強行する、これは違憲立法であるとともに、こうした安倍政権のやり方は独裁政治そのものだと言わなければなりません。

このような権力の暴走に対して、立憲主義、国民主権を取り戻そうと、今、国民の間で、かつてない規模で運動が広がっています。私は、非核平和宣言をし、真の平和を探求する斑鳩町の議会として、この意見書を採択し、しっかりと国に対して平和の声をあげていくべきだと考えます。

以上のことから、発議第9号 国民的理解と合意の得られていない平和安全保障関連法の廃止を求める意見書の採択に賛成の立場であることを申しあげ、私の賛成意見とさせていただきます。議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立少数であります。

よって、発議第9号については、賛成少数で否決いたしました。

続いて、日程４．各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしくお願いをいたします。

続いて、日程５．議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

○町長（小城利重君） 平成27年第5回町議会定例会の閉会に当たり、挨拶を申し上げます。

去る12月1日の開会から本日まで、斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてなど18議案を提出させていただきましたところ、終始熱心にご審議をいただいた結果、全て原案どおり可決・ご承認を賜りまして、深く感謝申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

町において、新年度予算の編成作業のさなかであります。限られた財源の中で、今まで以上に創意工夫を凝らし、より効率的・効果的で実効性の高い行財政運営を行うため、鋭意取り組んでまいります。

平成27年も残すところあと2週間となりました。寒さも一段と厳しさを増す時期でもあります。議員皆さま方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛の上、よいお年をお迎えいただきますよう念じまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって、平成27年第5回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時42分 閉会）